

令和 5 年 5 月 定例総会議事録

日 時 令和 5 年 5 月 31 日（水曜日） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 春口 隼人

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可書の返戻について
 報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 16 号 農用地利用集積計画の変更について

議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）
 議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（貸貸借）
 議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）
 議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画について
 議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
 議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 51 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 5 月の行事实績と 6 月の行事予定を報告します。

(5 月の行事实績と 6 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 5 年 5 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第 14 号から第 16 号までの 10 件、議案が第 42 号から第 51 号までの 70 件合計 80 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により東原会長代理に議長をお願いします。

議長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 3 番棚橋委員と 6 番上仮屋委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 14 号農地法第 3 条の規定による許可書の返戻について

(報告第 14 号～報告第 16 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったか
ら許可するものとする。

(議案第 42 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 今月の農地法 3 条・基盤法の事前審査を第 4 小委員会に付託されましたので 5 月 22
日に、審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。
1 番、申請地を借受け、規模拡大を図るものです。期間は 10 年間、再設定です。以
上 1 件、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分です。事前審査を小委員会に付託されましたので 5 月 24 日に行い
ました。審査会を実施しました。その結果を報告します、
議案を元に、議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請
についてです。
2 番、申請地を借り受け新規就農を行う、5 年間です。審議の結果、小委員会として
は許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請を許可するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

議長 続きまして議案第43号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第43号農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第43号1番朗読、他16件省略)

議長 ありがとうございます。3番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

議長 では、審査報告をお願いします。

(〇〇委員退室)

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第43号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の3番について報告をします。

3番、申請地を購入し規模拡大を図る。10aあたり210,526円です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。案件について許可することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について、報告をお願いします。

(11 番挙手)

11 番 1 番、知人からの贈与です。
2 番、知人からの贈与です。
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 329,381 円。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 450,000 円。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 44,964 円。単価が安いのは条件の悪い場所だからです。
7 番、従姉妹からの贈与です。
8 番、従兄弟からの贈与です。
9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 43,955 円。
10 番、知人からの贈与、新規就農です。
11 番、知人からの贈与、新規就農です。
12 番、知人からの贈与です。
以上、11 件、委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 43 号野尻町区分について報告をします。
13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 58,772 円。
14 番、父からの贈与です。
15 番、知人からの贈与です。
16 番、隣接する宅地と同時購入申請地で野菜を栽培。10a あたり 1,818,182 円。
17 番、父からの贈与です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(14 番挙手)

14 番 5 番の案件で補足します。91 歳で購入の理由は今までは使用貸借で借りていた田ですが、子供に財産を残すためにあえて田を購入するものです。

議長 他にありませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第43号農地法第3条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。
続きまして議案第44号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第44号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第44号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございました。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第44号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）報告をします。
1番、10年間、農業者年金受給のため、再設定です。
2番、10年間、農業者年金受給のため、再設定です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第 44 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 45 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（貸貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 45 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 45 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長

ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長

はい、11 番。

11 番

議案第 45 号農業経営基盤強化促進法（貸貸借）報告をします。

1 番、10a あたり 5,000 円、5 年間です。

2 番、10a あたり 10,072 円、5 年間、再設定です。

3 番、10a あたり 11,976 円、5 年間、再設定です。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 45 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 46 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 46 号 1 番朗読、他 12 件）

議長 ありがとうございました。2 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

（〇〇委員退室）

（11 番挙手）

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。
2 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。
小委員会としてはこの案件は計画とおり決定することと判断しました。報告をおわります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
2 番について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。

（〇〇委員入室）

議長 〇〇委員に報告します。案件について計画通り決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 他の案件について、報告をお願いします。

（ 11 番挙手）

議長 はい、11 番。

11 番 1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 50,000 円。
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 140,213 円。
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。
10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 189,155 円。
11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 54,565 円。
12 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 24,301 円。
13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 102,389 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 46 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による（所有権）に計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。
続きまして議案第 47 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 47 号農地利用集積等促進計画について
下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

(議案第 47 号 朗読)

(11 番 挙手)

議長 はい、11 番

11 番 議案第 47 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。
小林地区については 10 件、田が 18,666 m²、畑が 24,864 m²、計 43,530 m²です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります

(17 番 挙手)

議長 はい、17 番

17 番 議案第 47 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻町地区、11 件、田が 21,571 m²、畑が 21,412 m²、計 42,983 m²です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 47 号農用地利用集積等促進計画について承認することに賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定しました。
続きまして議案第48号農地法第4条の規定による許可申請書進達について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第48号農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第48号朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番

14番 今月は、4条、5条、非農地法を付託されました。5月22日の昼から会長のもと審査をしたので報告していきます。議案第48号農地法第4条の申請です。
1番、東方の永迫梨園の近くにありました。転用の理由は周りは山に囲まれている植林です。審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第48号農地法第4条の規定による許可申請書進達について賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第49号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第49号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第49号1番朗読)

議長 ありがとうございます。

議長 審査報告をお願いします。1番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

(14番挙手)

14番 議案第49号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の議案です。
1番、真方の大門口で永久津の近くになります。転用理由は、牛舎と牛舎の間にあった畑に新たに畜舎を建築するものです。小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第49号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について意見書を付して進達するものを賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。

(〇〇委員入室)

議長 16番に報告します。案件について許可することに決定しました。

議長 続きまして議案第39号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 50 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書
を付して進達するものとする。

(議案第 50 号 1 番朗読、他 4 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 議案第 50 号農地法第 5 条の所有権移転です。
1 番、宅地の拡張、細野内田の宮原市長宅の東側です。
2 番、建売住宅、堤西ノ原で太陽の子幼稚園の近くで周りが住宅地です。
3 番、建売住宅、道路、堤岩瀬で南小学校から下に下がって奥の所の 5 棟分の敷地
です。
4 番、一般住宅、細野八反で細野中の近く湾津に抜ける途中で周りは住宅地です。
合計 4 件、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 50 号農地法第 5 条の所有権移転野尻町区分です。
5 番、転用理由は、一般個人住宅敷地です。農地区分は 1 種農地ですが団地の一番
端になります。一面が宅地、一面が道路を挟んで宅地、一面が道路を挟んで農地、
一面が農地に隣接していますが影響なしと判断しました。水の流れは側溝で受ける
計画です。委員会としては許可と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 50 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書
を付して進達するものを賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 51 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 51 号非農地証明願いを承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 51 号 1 番朗読、他 4 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 51 号非農地証明願いについて
1 番、細野千谷、調査事項、原野。農地台帳が畑になっていた為の申請です。
2 番、須木奈佐木中島、調査事項、原野です。
3 番、真方の中嶋、JA 北支所の川を挟んだ手前、調査事項、原野です。
3 番、水流迫の野中 JA 北支所の川を挟んだ奥、調査事項、原野です。
4 番、東方橘八重、新田場から東へ入った所、調査事項、原野です。登記簿は原野ですが、農地台帳が畑になっています。
5 番、南西方堂丸、幸ヶ丘小の近く、10 年以上放置され、使用することができません。原野です。
以上 5 件、審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 51 号非農地証明願い承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。

閉議 午前 11:00

令和 5 年 5 月 31 日 定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印